

ギリシア人の財産觀念についての一考察

村川 堅太郎

序 説

ギリシア人の最古の詩篇たる所謂ホーマーの叙事詩に見える「所有物、財産」(Ktema, Ktesis)の字が如何なる内容を有つかを調べ、それと當時の實際の財産制度との關係を明かにし、更に此の兩者の關係が時代と共に如何に變化したかを考へて見たのが此の小論である。ギリシア人の財産そのものについてはクローランジュの論文^①をはじめとし、其他の多くの史家の觸れたところも少くないのであるが、此處では財産の實際と財産の觀念との關係の史的考察と云ふ觀點から筆を執つたのである。尤もギリシア人が彼等の財産觀念を明瞭に書き誌して居る場合は私の知る限り極めて稀なので財産に關する言語的表現が此の小論の對象とならねばならなかつた。なほ私に此の問題のヒントを與へたのは既に半世紀餘も遡るが、英國の Ridgeway の極めて特色ある一論文^②であつた。私の論文はいはゞ同氏の論旨を批判することから出發する。彼の主張は恐らく今日何人も之を承認し得まいし、私も賛同し得ぬのであるが兎に角一の示唆を與へた人として感謝の意を表したいと思ふ。

註① Coulanges, Fustel de. "La propriété chez les Grecs." (Nouvelles recherches sur quelques problèmes d'histoire.

Paris 1891).

⑤ Ridgeway, William. "The Homeric land system." *Journal of Hellenic Studies*. Vol. VI 1885.

【附記】誤植を避ける爲に希臘原語は多く羅馬字で記し、且つ母音の長短を無視した。

(1)

ホーマーの名の下に傳はる「イリアッド」「オディッセイ」の二大長篇及び所謂「ホーマー風の讃歌」(Homeric Hymns)に於て個人の所有物乃至は財産を意味する語としては Ktema(殆ど常に Ktemata の複數形で現れる)・Ktesis 及び Ktear(後者は常に複數與格の Kteatessi の形で現れる)の語がある。これらは皆 Ktatomai 即ち「獲得する」と云ふ意味の動詞から來た名詞であり、文字の上からは「被獲得物」を意味して居るのであるが、實際上これらの字が何を指して居るかはその用ゐられた個々の詩句を検討することにより明かにし得る場合が少くない。筆者が Ebeling の *Lexicon Homericum* 及び Gering の *Index Homericus* によつて以上の諸詩篇にあらはれる上掲語の一切の例に就き、それが動産を指すか不動産を指すかを調べた結果は左の通りである。(Ktema 其他の文字は同一の對象に就いて幾度も、しかも時には甚だ離れた場處で繰り返されることがあるのでそれらをまとめて記した)。

〔1〕Ktema

- (1) *Iliad*. III 70. 72. 91. 93. 255. 282. 285. 458. VII 350. 400. XXII 114
 プレクサンドロスとメネラオスとの一闘争のとき。III 70 に「勝者は Ktema と女(クレネ)とを伴ひ行く可し」とある故動産なること明か。

(2) H. V. 481 「貧者の羨むリキア王サルヘドンの Ktema」。内容不明。

(3) H. VII 363. 389 XIII 626. アレクサンドロスがアルコスからトロイアへ運んで来た Ktema。動産。

(4) H. IX 382. Odyssey IV 127 エジプトのテーベ市に就き、其處では家の中に澤山の Ktema が横たはる」と見える。動産。

(5) H. IX 400 老ヘレンサスの獲得せる Ktema。内容は直接には不明であるが後に (406-407) 「牛や羊は掠奪し得られし、鼎も馬も獲られる」とあるにより推せば矢張り動産らしい。

(6) H. XVIII 292 プリアマモスの市トロイアからフリュギアとマイオニアに賣られて行く Ktema。金と銅とで動産。

(7) Od. I 375. II 140 テレマコスがペネロペに對する求婚者に向ひ「己の家に歸り各自の Ktema を食せよ」と命ずるところ。動産。

(8) Od. I. 402. 404. II 313. III 314. 316. XV 11. 13. イタカ島に於けるテレマコスの Ktema。内容不明。

(9) Od. II 335. XVI 384. イタカ島に於けるテレマコスの Ktema。ペネロペに對する求婚者等が之を横領分配しようとする。「家」を Ktema の他のものとして居る故動産を指すらしい。

(10) Od. III 154. フカイオイがトロイアよりの歸路船に積んだ Ktema。明かに動産。

(11) Od. III 312. IV 89. メネラオスがトロイアから Ktema を持ち歸つたこと。動産。

(12) Od. IV 79 「ゼウスの家と Ktema は不滅不死」と見える。恐らく動産。

(13) Od. IV 175. メネラオスが「オヂッセウスを、彼の子と部下と Ktema と共にイタカからアルゴスに移住させた」(1)云々ところ。動産。

(14) Od. VII 150. XI 341. フォイアケスたちの廣間の中の Ktema。動産。

(15) Od. VII 314. アルキヌスがオヂッセウスに「家と Ktema とを與へよう」と云ふところ。恐らく動産。

(16) Od. IX 41 キロネスの一市イスマロスを掠奪して Ktema を奪ふ記事。動産。

(17) Od. X 404. 424 オヂッセウスがその Ktema を洞穴に入れるところ。動産。

(18) Od. XIV 92. XVIII 144. XIX 23. XX 216 XXII 370. XXIII 9. 355. XXIV 459. イタカ島に於けるネロンの求婚者たちがオヂッセウスの不在に乗じてその家に入り消費するオヂッセウスの Ktema。XIV 94. 95 によりそれが家畜と葡萄酒とであることが分る。

(19) Od. XIV 291 「フェニキア人の家と Ktema との横たはるフェニキア」の句。内容不明。

(20) Od. XIV 323. XIX 293 オヂッセウスの伴り語る話の中で彼の蒐集したと云ふ銅、金、鐵。動産。

(21) Od. XV 19. Ktema が單數に用ゐられた唯一例。Aristarchos が後世の挿入とせる句。「家から Ktema が運び出されぬやうに」とあり、動産。

(22) Od. XVII 532. ネロンの求婚者の家に横たはる Ktema。その同格語として「穀物と葡萄酒」と見える。動産。

(23) Od. XIX 411. ハルナッソス山下のアウトリキオスの Ktema。「その一部を贈物として與へ客を喜び歸らせよ」とある故動産。

(24) Od. XXI 214. オヂッセウスがその奴隷のエウマイオスに與へることを約束した「Ktema と家」。Od. XIV 64 によればオヂッセウスは「Ktesis、家と一片の土地 (Kleros) と妻とを與へること」を約して居るが(後述)此處の Ktema が「一片の土地」をも含むか否か不明。

(25) Od. XXII 220 「家の中の Ktema と家の外のそれ」。戸外のそれは家畜とも耕地とも考へられる。

(26) Od. XXII 231 イタカ島に於けるオヂッセウスの家と Ktema。家と區別せる故動産らし。

(27) デロスのアポロの讃歌155行。内容不明。

(28) デルフォイのアポロの讃歌266行。「神殿の中の Ktema、即ち動産。

(29) 同上489行。「船から Ktema を取出す」とある。動産。

(30) デオニュソス讃歌30行。内容不明。

[1] Ktesis

(1) Il. V 158. Phainops 二子を失ひ、その近親者が彼の Ktesis を分配せる話。内容不明。

(2) Il. XIV 491 「ヘルメスが特に愛して Ktesis を與へたところの、羊を多く有つ Phorbos の子」とあり、ヘルメスの與へた Ktesis は羊を指すと思はれる。

- (3) II. XV 663 ギリシア兵各酋に「Ktesis のことを懐ひ奮戦せよ」と云ふネストルの激勵。内容不明。
- (4) II. XVIII 512(所謂「アキレスの楯」の部)。「市がその中に有つすべての Ktesis を二部に分ち、半分を賠償に取る」と云ふ句。動産。

(5) II. XIX 333. アキレウスの述べたる「我が Ktesis、奴隷と高き大いなる家」の句。内容不明。

(6) II. XXII 121 (4)と同じ句でたビトロイア市に就いて述べて居る違ひがある。動産。

(7) Od. IV 687. XIX 534 ヘネロペの求婚者たちの濫費するオデッセウスの Ktesis。食料品を指し動産。

(8) Od. VII 225. XIX 526. (5)と同じ句。たゞ所有者は此處ではオデッセウス。内容不明。

(9) Od. XIV 62. オデッセウスの奴隷エウマイオスが主人がトロイアから歸國の後果す可き約束に就いて述べる
ところ。「彼は私を深く愛し、そして Ktesis を、家と一片の土地(Kteiros)と妻とを與へたであらうに」とあり、

Ktesis は「家と一片の土地と妻」と同格と觀れば此處の Ktesis は不動産、しかも土地をも含んで居ることとなるが、若し同格でないと見れば家や土地以外の動産である。

【三】 Ktear

(1) II. V 154. 内容は Ktesis の(1)と同じで不明。

(2) II. VI 426. アキレウスがアンドロマケの母を他の Ktear と共に連れて行つたとあるところ。動産たること

は明かであるが更にその句の近くにアキレウスがアンドロマケの七人の兄弟を牛羊の群の中で殺したとある故恐

らへ牛羊を指すのであらう。

(3) H. 4 482 内容不明。

(4) H. XVII 300 ヘクトルが「トロイア市民の中自分の Ktear の故に心配する者は之を市民一般に與へて共同に食ふさせよ」と云ふところ。恐らく牛羊等の家畜を指すのであらう。

(5) H. XXIII 829. Eetion の所有せる鐵塊を他の Ktear と共に船に載せて運んだ記事。動産。

(6) Od. I 218 内容不明。

(7) Od. I 430 ラヘルテスが Eurykleia を自分の Ktear で購つたこと。後に彼女の爲に二十頭の牛を拂つたと見える故牛を指す。

(8) Od. IV 93. ラケグイモンの宮殿に於けるメネラオスの Ktear。動産。

(9) Od. XIV 115. オヂッセウスがその奴隸エウマイオスに「如何なる富人がその Ktear で汝を購つたか？」と問ふところ。動産らし。

(10) Od. XIV 452. エウマイオスがその Ktear で一人の奴隸を購入せること。動産。

(11) Od. XV 89. テレマコスが Ktear の番人を残さずに出掛けたと云ふ記事。動産らし。

(12) Od. XV 483. ラヘルテスがその Ktear で奴隸エウマイオスを購つたこと。動産。

(13) Od. XVII 471. 此處の Ktear は牛或は羊と同格と思はれる。故に動産らし。

(14) Od. XX 289 内容不明。

以上煩雑を顧みず列記したところを分類して分り易く表にすれば次の如くである。

	動産	動産(推定)	不動産	不明
Ktēma	18	5		7
Ktēsis	3	1	1(?)	4
Ktēar	7	3		4
計	28	9	1(?)	15

全部で五三例中半数以上は明瞭に動産を意味し、推定によるものを加ふれば全體の三分の二は動産であり、一方不動産を含めて用ゐられた確實な例は皆無であり、それらしいものすら僅々一例に過ぎない。「ホーマーの詩篇では財産を表す語は動産を内容とするのみ」と云ふ Ridgeway の命題——私が此の節に於て述べたところはたゞそれを詳細に當つて見たに過ぎない——は充分精査に耐へると云つてよからう。

(11)

ひと或は之に對しホーマーの詩篇に在つては土地に關する記事がない爲に以上の如き結果となつたのではないか、

と反問するかも知れない。然し事實は然らず、かの詩篇に目を通す人は *Temenos, Kleros* の名で呼ばれる所有地(これは就ては後述)の他、耕地 (*Agros, Arura, Erga*) 果樹園 (*Aloe, Orchatos*) 等の記事に時々出遭ふに違ひなし。かくて我々は *argumentum e silentio* の誤謬を犯すことなくしてホーマーの詩篇に描かれた時代には「獲得、所有」の言語的表現は土地に就いては事實上殆ど用ゐられなかつたと結論し得るのである。語を變へて言へば當時「所有物」と言ふ概念の外延には大體土地は含まれなかつた、と言ふことも出来よう。

私は以上の結論の正否を驗して見る「方法」として、かの詩篇に於て「富める人」(*aner aphneios*)として或は必ずしも「富める人」とは見えないでも何等か他人から異つた財産を有する者として記された人々の財産の内容が如何なるものであるかを驗べて見た。四十八篇の長詩故一人、二人の見落しはあるかも知れないが大體の様子は次に列記するとこゝで明かとならう。

- (1) *Thyestes*—ミケーネ王。アガメムノンの前代の王。羊を多く有つ。II. II 106.
- (2) *Iphikles*—テッサリアの *Phylake* の人。牛群を有つ。II. II 705. *Od.* XI 288.
- (3) *Sarpedon*—リュキア王。貧者の羨む澤山の *Ktama* II. V 481. *Xanthus* の岸の美しい果樹園と小麦島 II. XII 314.
- (4) *Diokles*—*Phere* の人。單に「財に富む」(*aphneios biotoio*)とあるのみで内容不明。II. V 543.
- (5) *Amphios*—*Paisos* の *Selagos* の子。「財と穀物島」に富む「*polyktemon polyleios*」II. V 612. (*Ridgeway*)

は polytelos を「掠奪物に富む」の義に解す)。

- (9) Axylos—Arisbe の人。Theuthras の子。「財に富む」と見えるのみ。H. VI 13.
- (7) Adrastos の父—青銅、金、骨折して鍛くた鐵を有つ。H. VI 47.
- (8) Agamemnon—シキテーナイの王。Pylos 附近の海濱の七市を有つ。H. IX 150 sq.
- (6) Phoinix—Dolopes の王。Pelous により澤山の人民(Iaos)を興くられ富む身分になつた。H. IX 481 sq.
- (10) Dolon—トロイアの人。金、青銅、鐵に富む。H. X 315. 378 sq.
- (11) Iphidannas—トラキヤの人。Antenor の子でトロイア側の武士。百頭の牛、千頭の羊を許嫁に興へた。H. XI 221. 244.
- (12) Mentor—馬を澤山に有つ(polyippos) H. XIII 171.
- (13) Diomedes の父即ち Tydeus—アルゴスの人。Adrastos の娘と婚し、財に富む家、小麦島、果樹園、及び澤山の羊群を有つ。H. XIV 121 sq.
- (14) Phorbas—トロイアの人。羊に富む。H. XIV 490.
- (15) Batthykles—幸福と富とを Myrmidones の第一人者。H. XVI 595.
- (16) Achilleus—牛群と馬群 H. I 154。奴隸と高き麗根の家(父 Pelous より相繼の豫定)。H. XIX 333. (Pelous は富に於て萬人に優れて居た— H. XXIV 535)

(17) Priamos—トロイア王。II. XXIV 546 には單に「富に於て優れた」と見え、II. XXI. 36. 77 にはその「手」と云つた果樹園」が見える。

(18) Erichthonios—トロイアの人。人間中の最富者。三千頭の牝馬を有す。II. XX 219.

(19) Echebolos—Sicyon の人。「大なる富」とみえるのみ。II. XXIII 295 sq.

(20) Menelaos—スパルタ王。トロイアから持ち歸つた青銅、金、銀、エレクトロン、象牙。Od. IV 73 sq. 小

麥、大麥等の出来る廣い平野。たゞしこれは所有ではなく單に「支配する」(anasseis)と見える。Od. IV 603 sq.

(21) Pelias—テッサリア南部の Iolkos の人。羊多し。Od. XI 257.

(22) Alkinus—Scheria の Phaiakes の王。美事な果樹園(Od. VII 113)及び五〇人の女奴隸(Od. VII 103)と云ふとが見える。

(23) Kastor—クレテの人。富の内容不明。Od. XIV 206.

(24) Melampus—Pylos の人。立派な大きな家に住む。Od. XV 227.

(25) Laertes 或はその子 Odysseus。Ithaca 王。他の人々の二十倍以上の富を有し、大陸に各十二群宛の牝牛、

羊、豚、山羊を有す。イタカ島には十一群の山羊及び豚群を有す。Od. XIV 100 sq. 十二人の粉ひきの女奴隸

(Od. XX 106) 果樹園(Od. XXIV 340 sq.) 耕地(Od. IV 318, 756 XV 504) 青銅、金、骨折り鍛へた鐵(Od.

XXI 10)

右の二五例の中果樹園にもせよ、耕地にもせよ土地の財産の見えるものは七人。家畜が富の内容たる者十人。金屬を富の内容とする者四人。家を富の内容とする者二人。其他のものを内容とするか、内容不明の者七人である。土地を財産内容とする者は全體の三分の一近くに達するが、此の七人の中 Sarpedon, Priamos, Alkinus, Laertes (或はその子 Odysseus) は夫々 Lycia, Troya, Scheria, Ithaca の王であり、Menelaos も亦 Sparta 王であり、しかも此の王のは上に記した如く此の王の所有地とは解し難い。ギリシアでは後に述べるやうに王の所有地は一般人のそれとは異り Temenos (「切り取り地」の意) と呼ばれ王者の當然與へらる可き特別の所領であつた。故に此處の王の所有地は驚くに足らぬものであり、若し此の五人を除外すれば土地を富の内容とするものは Amphios と Tydeus の二例に過ぎない。一見して氣付くことは家畜が富の内容として頗る優勢なことであり、奴隸 Eumaios が己の主人オヂッセウスの、他人の二十倍もある富を述べるに際してもその所有地のことには言及せず主人の夥しい家畜群を列挙して居るのである。尤も「富める人の小麦島或は大麥島」と云ふ句も見え土地を富の重要な要素とする考へが既に存在せることを思はせるが、全體としては家畜群を富の標準とする考の方が有力で金屬や奴隸の所有も之に比しては未だ重要でなかつたと言ふ可きである。

此の點に關聯して細かいことになるが私は次の事實を指摘したい。後世迄用ひられた家畜を意味する Ktenos (Pi. Ktene) の言ふ語は Ktena と同様に Ktaonai 即ち「獲得、所有」を意味する動詞から來て居ること、及び遙か後世に於ても Ktena と云ふ字が明瞭に家畜の意味に用ゐられて居る例の存すること、これである。これは兩者ともに家

者が正に *Ktema par excellence* であつた時代の餘韻とも稱す可きではあるまいか？

註① Od. XIV 100 sq.

② Il. XI 67-68.

③ Schwyzler, *Dialectorum Graecorum exempla epigraphica potiora*. 1923. Nr. 193 v. 89 $\bar{\nu}$ $\eta\acute{\alpha}\tau\epsilon$ $\mu\omicron\upsilon$ $\gamma\acute{\alpha}\nu$ $\chi\alpha\tau\acute{\alpha}\nu$ $\alpha\acute{\epsilon}\phi\epsilon\tau\upsilon$ $\mu\acute{\alpha}\tau\epsilon$ $\mu\omicron\upsilon$ $\gamma\acute{\alpha}\nu$ $\chi\alpha\tau\acute{\alpha}\nu$ $\tau\acute{\iota}\tau\epsilon\upsilon$ $\chi\alpha\tau\acute{\alpha}$ $\phi\acute{\iota}\sigma\tau\upsilon$ $\eta\acute{\alpha}\tau\epsilon$ $\tau\acute{\alpha}\mu\eta\alpha$ と見えが最後の $\tau\acute{\alpha}\mu\eta\alpha$ はアッチカイオニア系以外の方言で *Ktemata* に當る字である。詳しくは Buck, *Greek Dialects*. 2 ed. 1928 p. 43 参照。上記碑文はクリート島東部 *Dreiros* の人々の誓いで西紀前三世紀末か二世紀初頃のものであるが *pamata* は明かに家畜以外のものを指し得ない。

(II)

ギリシア史の最も古い時期に於ける土地所有の形が如何なるものであつたかに就いては、丁度多くの民族の原始時代の同じ問題に就いて屢々行はれたやうに僅かの史料を繞つて様々の見解が立てられた。直接に土地問題を扱ふのではない此の小論では、此の方面に關する學說史的展望に紙面を費すことは差控へるが十九世紀以來の諸家の所説二、三を擧げて分類すれば(一)耕地を共有し共同耕作を行ふ村落共同體がホーマーの詩篇に描かれた時代に存在したと見るもの。前述の *Ridgeway* 及びフランスの *Esmein* ①がこれである。(二) *Weiss* ②のやうに以上二者の如き明瞭な主張は避け乍ら、後世の史實に原始的な土地割替制の殘存を認め得るとし、或はまた氏族の土地共有や土地割り替へを否定し乍らも家族財産 (*propriété familiale*) の名で氏族共有と完全なる個人の私有との中間を占める過渡的狀態を説くもの。クローランジュ *Gutraud* ③等のフランスの學者はかゝる見方をとる。(三)これに對し氏族の土地共有のやう

な状態はギリシア人が嘗て経過したことは有り得べきことながら、史料の遡り得る限り土地私有は確立して居たとす
る。C. Meyer, Beloch, Pöhlmann, Busolt, Hasebroek, Lenschau 等ドイツの學者の間には此の考が有力である。

さてギリシア最古の土地所有を問題にする以上、矢張りホーマーの詩篇から出發するよりほかはない。此の詩篇に
耕地や果樹園のことが時々見えることは既に述べた。然し此の詩篇の性質上それ等に就いて詳細な記述のあるのは殆
ど皆王侯の所有地である爲一般の人々が抑々如何なる形で土地を所有して居たかはたやすく斷言し難いのである。前
節の Ktema, Ktesis の検討はそれらの語が土地を對象として用ゐられて居らぬことを教へた。Ridgeway は此の
事實を以てイリアッドに描かれた時代に於ける土地私有の缺如の一つの論據として居る。彼とても此の一事を以て耕
地共有制を主張するに充分の根據とした譯ではない。かの四十八篇の中には彼の利用を待つて居ると思はれた詩句が
ないではなかつた。然しそれ等の詩句が彼に果して充分の援助を爲したであらうか？

彼が最も有力な論據として居る詩句は *Iliad* XII 421 sq. のトロイア側のリュキア軍とギリシア軍とが防壁を間に
して争ひ奪く様を形容した記事で、次のやうに見える。

「二人の人が測り尺を手にして共有の耕地に於て境界について相争ひ、二人が狭い地面の中で等しい廣さの爲に競ふ
如く、實にそのやうに胸膺が兩軍を分け隔てゝ居た」云々。

此の記事はホーマーの全詩篇を通じて唯一度「共有」(epixynos)と云ふ字のみえるところだ。Ridgeway をして云
はしめれば、「他の一切の證據がなくても此の記事だけで耕地共有を證明するに充分」なのである。氏にとつて甚だ珍

重す可き上の詩句は若しこれに對する反證がなかつたら實に共有制史料として千鈞の重みを有するとせねばなるまいが、同じ *Iliad* の XXI 403 sq. はアレスとアテネとの争の場面を叙して次のやうに物語つて居る。

「アテネは身を退けその頑丈な手に野に横たはる黒きざざした大きな石を把へた。此の石は昔の人々が耕地の境として置いたものだつた」と。

此の詩句を若しそのままに受取るときは耕地共有の幻は消えて耕地分割確立が事實らしくなつて來るし、是に加へて *Iliad* XXII 488 sq. は耕地の恒常的分割を一層確實ならしめよう。アンドロマケはその夫ヘクトルの死を知り、二人の間の子の將來を嘆じて

「これからは此の子にはいつでも骨折りと悲しみとがあるであらう。何故ならば他の人たちが此の子の鼻を奪ひ去るだらうから」

と言つて居る。その「共有の耕地」(*epixynos aroura*)に就しても Jebb や Finster のやうに古註釋に従ひ *epixynos* を「共有」の義ではなく二つの所有地が「隣接するところ」の義に見ても意味は通するし、「共有」と解しても二つの所有地間に未分割のまま残された帶狀の空地と云ふ風に見られるかと思ふ。

有名な *Iliad* XVIII 541 sq. の「アキレスの楯の圖」に描かれた耕作の景は *Ridgeway* により共有耕地に於ける農民等の共同耕作の状態を叙したものと解されて居る。成る程其處には「軟かく肥えて廣い休閒地で澤山の耕作者が彼處此處に聯獸を逐ひ廻して居り、一人の男が一体みした耕作者に甘い葡萄酒を與へる」と見える。此のなごやかな耕作

風景は詩篇の次の部(XVIII 550 sq.)に見える「王」(basileus)の領地(temenos)に於ける雇傭労働者(erithoi)等の穀物收穫の景と對比を爲し、詩人は此處に故意に自由な氏族員の共同耕作地と王領との状態とを對照させた、と云ふのがRidgewayの主張である。然し穀物收穫の圖に續いては葡萄收穫の圖が描かれて居り、作者は土地所有制の差別ではなくて、春の休閑地耕作、晩春初夏の麥のとり入れ、秋の葡萄收穫と云ふ農民四季の行事をその行はれる順に記したと見る方がより穩當であるし、また我々はRidgewayの解釋とは全く相反する Henze や Pöhlmann^①の説明にも耳を傾けねばならない。兩氏はアキレスの楯の部分で以てイリアッド中の新しい要素と考へ、「王」(basileus)は貴族が王の名を僭稱せるものに過ぎず、耕作の景もまた貴族の所有地内の行事に他ならぬとする Pöhlmann が II. XI 67 sq. §

「丁度當む人の小麥か大麥の畠で刈り手等が互に向ひ合つて畝に沿うて進み」云々
 と云ふ記事を引いて一の論據として居るのは注目に價する。此の富人の畠の刈り手は明かに奴隷或はホーマーの詩篇に屢々見える雇傭労働者(erithoi)であらう。そして此處の「刈り手」と先の耕作の景の「耕し手」とが同じ階級の人と云ふことは頗る有りさうなことである。

要するにホーマーの全詩篇を通じて牧場は兎もあれ、耕地の共有制を明かに物語る詩句は無いとするばかりはない。勿論詩篇の成立に要した長年月の初と後とでは、また小アジアとギリシア本土とは色々の差異のあつたことは想像されても耕地の共有を支配的なるものとし、これを前提として論を進めることは不可能であらう。然らば我々が史料

の教へるところに無理な解釋を施さずして率直に承認し得る當時の土地所有の形とは如何なるものであらうか？

土地所有を表現する言葉として詩篇に見えらるものは、「*Temenos* と *Kleros* の二者である。前者は「切り取り地」を意味し、或は神々の爲に切り取つておいた神域であり、^⑩或は王有地であり、^⑪或は戦功ある武人に國家がその國有地から切り取つて與へる賞與の地であつた。かやうな「切り取り地」は一般人民の持ち分とは性質の異なるものとされて居る。

次に *Kleros* の字は元來は籤引の爲に用ひられる「割り裂いた木片」を意味し、轉じて籤引によつて分配された持分、更に轉じて個人の持ち地を意味するに至つた。*Iliad* では此の字は五ヶ處で人選や順位決定の爲の籤の義に用ひられ、僅かに一回だけ (*Il. XV 498*) 土地の意味に使はれて居る。*Odyssey* では二度は人選の籤の義に、一度は相續財產分割の爲の籤の義に用ゐられ、一度は *Odysseus* が *Eumaios* に約束した土地に就いて使はれて居る (*Od. XIV 64*)。單獨に *Kleros* を土地の義に使つた例は乏しとせねばならぬが、合成語としては三、四の例を擧げることが出来る。即ち「*Kleros* を多く有る」(*polykleros Od. XIV 211*) とか「*Kleros* なき」(*akleros Od. XI 490*) とか「未だ分割されぬ(土地)」(*akleros sc. ge Hymn to Venus 123*) とか「深く肥沃な土地」(*bathykleros, Homeric epigram 17*) と言つた形容詞である。これも明かに *Kleros* が土地に就いて用ゐられた例である。此の字がホーマーの詩篇の時代から後世それが一般に意味したもの、即ち「土地の持ち分」「割り當て地」の意味を有つて居たと見るのは不可ないであらう。ところで此の字が見える最初の例 *Iliad. XV 498* はヘクトルがトロイア軍とリュキア軍とに對し

奮戦するように鼓舞激勵して居る場面であり、彼は

「若しギリシア軍すら退却せば、兩よしや斃るゝともその家と Kleros とは安全だ」

と叱咤して居る。此の頃一般兵士が「籤引地」の名で呼ばれた土地の持ち分を有つて居たことがこれで明かである。前掲の「Kleros多き」とか「Kleros なき」とか言ふ形容詞は Kleros が既に平等に人民の間に所有されなうで、或はその數箇を併有する者があり、或は之を喪失せる者のあるのを物語す。Od. VI 9 sq. に Scheria の地に於ける Phaiakes の植民を叙して

「市の周圍に城壁をめぐらせ、家を建て、また神々の宮居を造り、耕地を分配した」

と見えるのは正にかゝる Kleros の分配を述べたものである。また Od. II 22 に Ithaca 島の勇士 Aigyptios の一人の子等が「常に父の畠を保つて居た」とあるのもやはりかゝる Kleros を指すのではあるまいか？

我々が詩篇の記事を率直に解釋して到達する結果としては當時の土地所有の形が王及び神殿の爲の特別の「切り取り地」と廣狹の差はあつたにせよ一般民の爲の「割り當て地」だつたと云ふのが總てであり、割り當て地の時々の割り替へや共同耕作等は詩篇の上からは證明されぬと云ふことである。

註① Esmelin—La propriété foncière dans les poèmes homériques, Nouvelle revue historique de droit français et étranger

1890. 此の論文は Ridgeway のそれより五年後に、しかも彼の論文の存在を知らずに書かれて居る。結論は兩者同じであるが研究は Ridgeway の方が行き届つて居ると思はれる。

② Weiss,—"Kollektiveigentum" in Pauly-Wissowa RE Bd. XI. 1

- ② ターノン・ド・ラ・プロpriété foncière en Grèce jusqu' à la conquête romaine. 1893.
- ③ Meyer, Ed.—Gesch. d. Altertums Bd. II 1893 S. 297.
- ④ Beloch—Griech. Gesch. I. 2 Aufl. I. S. 81. Anm. 1.
- ⑤ Pöhlmann—Gesch. d. sozialen Frage u. d. Sozialismus in d. antiken Welt. I 3 Aufl. S. 15 ff.
- ⑥ Busolt—Gr. Staatskunde I 1920 S. 141 ff.
- ⑦ Hasebroek—Gr. Wirtschafts- u. Gesellschaftsgeschichte. 1931 S. 3.
- ⑧ Lenschau—“*zářpa*” in Pauly-Wissowa RE. Bd. XI, 1.
- ⑨ Jebb, Homer. 6th ed. 1905 p. 48. Finsler, Homer Bd. I. 3 Aufl. 1924 S. 131.
- ⑩ Henze, Zur Darstellung des Landlebens auf dem Achilleschild Ψ 541-572. Philologus 1901. S. 502 ff. Pöhlmann, op. cit. p. 21 sq.
- ⑪ II. II. 696. VIII 48. XXIII 148. Od. VIII 363.
- ⑫ II. XII 313. VI 293. Od. XI 185. XVII 299.
- ⑬ II. VI 194. IX 578.

(四)

以上第一節及び第二節で論じたところにより、我々は二つの結論を得た。即ち「所有物」を意味する *Ktema*, *Ktesis*, *Ktear* の概念が土地をその外延に含まぬこと、及び一方これから直ちに推測せられる耕地の共有も亦存しなかつたと云ふ二つの事實である。私の揣摩にして誤なくば十九世紀中葉以來有力であつた耕地共有制の學說に強く刺戟せら

れた Ridgeway は以上の二命題を兩立し難いものと認め、第一の命題を耕地共有制肯定の一つの根據としたのであつた。然し此の推論は誤であつた。以上の二つの命題は同時に成立し得るのである。然らばそれは如何にして可能であらうか？ 此處で我々は第二節で扱つた *Ktema*, *Ktesis* の概念及び第三節で扱つた *Kleros* の概念、此の兩者の内包について更に立ち入つて考察する必要がある。

先づ *Ktema*, *Ktesis* に就いて觀るに、これは譯すれば「所有物」でオヂッセイに屢々見える *Khrema* と内容上異なるところがないけれども、語源的に考へて見ると「獲得されたるもの」であり、隨つて同時に手放すことも出来るものである可きであり、移動轉々、自由處分の出来るものなることがその言葉の裡に含まれて居ると考へねばならない。此に *Ktema par excellence* と述べた家畜が賣買交換の主要媒介物として見えることはこの點を物語ると云へようし、またプルタークのソロン傳(廿一節)に、在來死者の財産は故人の *Genos* (氏族、或は近親と考へられ定説がない) に留る定めであつたのを改めて、子供のない場合にはひとが遺言により財産を自由に處分し得るやうにした有名な改革を述べた後に

「(かくつ)彼は有ち主(*echontes*)の *Chremata* を *Ktemata* とした」

と記して居るのも一證とならう。右の一行の云はんと欲するところは在來の財産が云はゞ使用物的(*chrema* の語源 *chraimai* は「使用する」と云ふ意味)であつたのに、此の改革後眞の意味の「所有物」(*Ktema*)となつたと云ふに在らう。クーランジュー② *Ktesis* を以て「眞の、また完全な所有物」を意味する語として居る。 *Ktema*, *Ktesis* の如上の性

質をはつきり意識しておくことは是と Kleros との關係を觀る上に甚だ大切であり、これにより Ridgeway の轍を踏むことも避けられるであらう。

次に Kleros の性質である。これに就いてはホーマーの詩篇自身の教へるところは第三節で述べたところで盡されて居る。是に反し我々は遙か後世の文獻に我々を満足せしめる多くの記述を見出すのである。アリストテレスの「國家學」は此の點に就き多くの貴重な記事を傳へて居る。同書 II, 3, 7 1265 b には

「最も古い立法家の一人、コリントの人フェイドンは總ての人々が最初から大ききの異なる Kleros を有つて居たとしても家と市民の數は存續することが必要と考へた」

と見え、II, 4, 4 1266 b 19 には

「財産の均等がポリスの社會に對し或る影響を有つと云ふことはソロンも立法せるやうに古人の中にも識つて居る者があつたと見える。またその他の人々の許ではひとが欲するだけの土地を所有することを禁ずる法があり、同様に財産を賣つては禁ずる法律もある。例へばロクリス人たちの間では明かに不幸の起つたことを證明せぬ以上は財産を賣つてはならぬと云ふ法があり、また古の Kleros を保存する爲の法があつた(が、かゝる法がレウカスで廢止され、彼等の政體を餘りに民主的とした)」

と見える。また II, 9, 7 1274 b には

「フィロラオスは彼等テーベ人に對し、他のことに就いても立法したが、子供を設定することに就き彼等が養子法と

呼ぶものを定めた。これは彼特有の法で Kleros の數が保存せられんが爲のものであつた」とある。更に VI 2.5 1319 a は

「昔は多くのポリスに於ては最初の Kleros を賣却することを許さぬ法があつた。また Oxylos の法と呼ぶ法があり、これは各人の有する土地の一部を、「他人が」それを抵當に取つて金を貸すことの出來ぬ部分とする法である」と傳へて居る。スパルタに於て土地を賣却することが一般に恥とされ、特に「古く Kleros」に就いてはこれが許されな⁵と云ふ Heracles Ponticus (FHG II 211. Frg. 7) の記事はひとのよく知るところであらう。

以上文獻に徴せられるところは新しい時代の植民に關する碑文にも見られるのであつて、西紀前三八五年頃(?)の黒コルキュラ島の土地分配に關する碑文にも最初の Kleros 三プレトラの面積のうち一プレトラ半即ち全體の半分だけは植民者の子孫に傳へる可しとして讓渡を禁じて居り、西紀前五世紀前半頃の Lokroi Hypoknamiidior とその Naupaktos に向けるの植民者との間の協定にも Kleros 保存を暗示するかの如き項目があり、三世紀後半にアカイア同盟がアルカディアのオルコメノスに送つた屯田兵はその Kleros や家屋を二十年以内に讓渡することを禁止されて居る。これと同じヘレニズム時代のエジプトに於て周知の如くプトレマイオス家がその武士に贈與した封土が Kleros と呼ばれ、Kleros 占有者 (Kleruchos) たる武士が原則としてはその土地に對する自由處分權を有せぬのみか、これを王家により取り上げられた場合すらあつた事實は、凡そ Kleros なる語によつてギリシア人が本來如何なるものと呼んだかを物語るに充分であらう。

右に述べた様々の傳へは悉くホーマー的世界より以後の Kleros に關する。それは殊に土地保有者を典型的市民とする Hoplitropolis の段階に於て顯著なる状態である。スパルタを典型とする Hoplitropolis の段階に於ては重裝兵たる市民の數の減少を阻止する爲にその所有地の可及的均等、自由處分制限が行はれた。此の精神の徹底せるスパルタ及び多分クレタ^⑦に於ては世襲地の分割相續が行はれぬ程であつた。勿論此の點に就いては法規の勵行よりも、むしろ戰士身分の間の倫理的な規範と言つた場合も多かつたと思はれる。何れにせよ Kleros はその起源に遡つて考察すればこれを永久に保存させようとする意圖から讓渡は勿論、自由に抵當に入れて借財することさへ差控ふ可き性質のものであつた。

然し乍ら以上は Hoplitropolis の時代以後について知られるところである。ホーマーの世界では一般武士の所有地がやはり Kleros の名で呼ばれて居ること以上にその性質は明かではない。詩篇には分割相續を物語る記事或はこれを暗示する神話はあるが耕地迄も分割したとは明記されて居らぬ。稍下つてヘシオドスに於ては彼の父のアジアからアストラへの移住、土地獲得、その子等による父の Kleros の分割等土地處分はかなり自由らしく見え、Max Weber^⑧の如きはホーマーの世界から時代が下るにつれて却つて土地處分の自由は減少する傾向に在つたと推定して居る程である。然し乍らイリアッド、オデッセイを通じて土地の遺贈、賣買や土地を抵當としての借財の全く見えぬこと、一方上述オデッセイに見ゆる植民者間の土地分割が後世の Kleros 分配と何等異らぬこと、これらの事實から我々は當時の Kleros が Hoplitropolis 時代のそれと本質的には異らなかつたと考ふ可きであらう。征服によ

り獲得された土地を自由民に分配した後、能ふ限り當初の分配に與つた人々の自由處分を制限しようと言ふ精神はホーマーの世界から西紀前三世紀の時代に至る迄凡そ *Kleros* の名で呼ばれた土地所有形式に附着せる基本的屬性であつたと思はれる。籤を以て神意の現れとし、これにより分配されたものを尊重す可きことはプラトンがその理想國の市民の持分地について述べて居るが、かゝる考へは時代を遡る程強く、かつ分配の行はれた後永い世代に互つて人々を支配し得たと思はれる。

此處まで來ると *Ktema*, *Ktesis* と *Kleros* との關係は一目瞭然もはや多くの説明を要せぬであらう。*Kleros* に本來上述の如き屬性があり、そして現實の如何に拘らず少くともそれがかかる屬性を有つ可きものとの觀念が支配的であつた間は、*Kleros* は自由處分をその内包とする *Ktema*, *Ktesis* の概念の外延の外に置かれねばならなかつたのである。第一節、第三節で得られた二つの命題はかくして無事に兩立することが明かとなつた。そしてその爲には耕地の定期割り替へや共同耕作の如き前提は全く無用となつたのである。^①

註① 此の字は不思議にもイリアッドには一度も見えず、オヂツセイには都合十四回見え、その内容は一つ不明なのを除き他は悉く動産である。有名なモルチュエンの法典に於ても *Kremata* (= *Chemata*) の字は屢々使はれて居るが耕地の記述はなく、且つ *Kremata* と家 (*Stega*) とは對立して用ゐられて居るところを見れば (IV, 46) やはり動産を指すらしい。従つて IV31 以下に見えらるゝ *Kremata* と市域内の家々との分割相續」には耕地の分割は含まれなかつたかも知れなかつた。Busolt-Swoboda, Gr. Staatkunde S. 742 Anm. 3 は耕地の分割相續は行はれなかつたと推定して居る。

② 上掲論文五五頁。

- ③ Dittenberger, S. I. G. I. 3 Aufl. Nr. 141.
- ④ I. G. IX. 1. 334 = Dittenberger, S. I. G. I. 3 Aufl. Nr. 47 此の協定では「ナウバクトスに送られた植民者は若し歸郷せんとするときはその家に成長せる子供か兄弟を遣して來るときはロクロイヒュボクネミチオイの市民團への復歸税を免す」として居る。
- ⑤ 五、四世紀にマナネがエーゲ海の諸處に送つた屯田兵の Kleros を與へられ、Kleruchoi(即ち「分割地を有る者」と呼ばれたが彼等の Kleros に自由處分禁止の規定が多かつたか否かは傳へられなす。
- ⑥ I. G. V. 2. 344 = S. I. G. I. 3 Aufl. Nr. 490.
- ⑦ 上の註①参照。
- ⑧ 世襲財産を蕩盡せる者に對する倫理的制裁、即ち故國に於ける埋葬禁止やかゝる者が公開の席で演説することの禁止は五、四世紀に至る迄人々の觀念の中に生きて居たらしす。Diogenes Laertius I. 55. Athenaeus IV p. 168 B. Aeschines, Contra Timarchum 30. 但しこれらの傳へに於ても制裁が實行されたことは誌されて居なす。
- ⑨ Od. XIV 208-211. II. XV 187 sq.
- ⑩ M. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte. 1924 S. 110.
- ⑪ Plato, Leges. V p. 741 B.
- ⑫ 上の二つの命題は、ホーマーの世界より一層古い時代の希臘人に耕地共有制のあつたことを想像し、その時代の言語の用法が現實の變化に拘らず「ホーマーの時代」迄固定的に残存したと考へた場合にも兩立させることが出來よう。然しこれでは純然たる一の假設的説明に過ぎぬこと申す迄もなす。

(五)

ホームリーの詩篇に描かれた社會では先に富人の表で見たやうに屢々貴金屬が富の内容とされ、また金屬を以て物を購ふと云ふことも見えるけれども、賣買の媒介としては多く牛が用ゐられ、鑄造貨幣は未だ全く知られて居ない。そして此の詩篇の全體を通じて土地の賣買の記事は全く見られず、たゞ戰功ある者への土地授與と、これは別の解釋も出来るがイタカの王オデッセウスの父ラエルテスが自ら骨折つて開墾して土地を獲たとあるのみである。然し此處ですら先に見たやうにオデッセイには「Kleros の多し」、「Kleros の無し」と云ふ合成形容詞が個人について用ひられて居るのである。若しかかる形容詞から Kleros の移動轉々を推察して誤がなければ早くも此の頃から Kleros の觀念と現實との矛盾が存したのである。稍下つてヘシオドスの時代となると我々は Kleros の賣買が明記されて居るのに出遭ふ。彼の詩篇「仕事と日々」三四一行でヘシオドスはベルセスに

「汝が他人の Kleros を購ふやうに、そして他人が汝のそれを購ふことのないやうに」

と忠言して居る。此の趨勢は西紀前七〇〇年頃小アジアで鑄貨がはじめて造られ、ギリシア本土にもこれが用ゐらるゝに及び益々進んだ。小アジア沿岸に比しては立ち後れて居たと考へられるアッチカに於ても六世紀の初ソロンの改革の行はれる前には土地を抵當として借財せるもの多かつたことは人の知るところである。「アテナイ人の國制」は「アッチカ全土が少數者の手に歸し」土地再分割の要望の高まつて居たことを傳へる。Kleros の固定性は、これを放任すれば甚しく動搖して行く可き社會狀勢であつた。然るに他面手工業生産の進歩は武具の所有を容易ならしめ、大なる Kleros の、または多くの Kleros の所有者たる貴族の專業であつた武事が中、小地主の負擔し得る義務とな

り、所謂重裝歩兵都市國家(Hoplitenstadt)の段階が生れた。此の段階に於ては重裝歩兵の數を維持せんが爲には彼等の經濟的基礎たる Kleros を能ふ限り等大に保ち、且つその移動轉々を防止することが必要であつた。此の理想が最もよく實現されたのはかのスパルタであるが、其他の國々に於ても同様の精神に基く立法が屢々行はれたことは先に Kleros の概念を示す爲に擧げたアリストテレスの「國家學」の記事が物語つて居る。然し乍らそれは永い歴史の上から觀れば結局無効であつた。スパルタに在つてすら四世紀の初頃エフォロス、エビタデウスによつて Kleros の自由な寄贈及び遺贈が許さるゝに至つた、と傳へられる。それは事實上 Kleros の賣買を許可したのと異らなかつたと考へられる。かのスパルタに於てすら然り。他の諸國、即ち西紀前五、四世紀に重裝歩兵都市國家の段階より民主政治の段階に移つた國々に在つては此の點一層自由であつた。我々に最もよく知られて居るアテネでは五、四世紀に於て私有土地の處分に關しては何等の制限がなく、ひとはこれを賣ることも遺贈することも、抵當に入れることも、娘に持參財産として與へることも、すべて自由であつた。而して奴隸使用の普及は土地の賣買を促進せざれば已まなかつた筈である。

然し乍らかゝる社會の變化を追求するのは私の目的ではない。再び Kleros と Ktema の概念に立ち歸つて考へるとき、我々は此の五、四世紀以降に於て如何なる變化を見出すであらうか？ 此の時代に至つては Kleros の名で呼ばれた持分地をその外延から排除して居た古い Ktema の觀念と現實との矛盾は餘りも顯著となつて居た。最早や土地をもその外延に包むところの新しい「財産」の觀念の生ることは不可避であつた。然らばこれは如何にして行はれ

たか？ これは私の調べた限りでは二つの途で行はれて居る。即ち一つには古く *Ktema*, *Ktesis* の概念を擴大して土地をもその外延に含めることによつて、また一つにはホーマーの詩篇には全く知られなかつた、動産をも不動産をも含めて「財産」を意味する *ousia* など字を造り出すことによつて。以下 *Ktema*, *Ktesis* の語が土地を或は土地を含む財産一般を意味して用ひられて居る場合、及び *ousia* なる新語の用例を古典や文書の上に探索して見よう。

(a) *Ktema*——此の語は動産に限られた本來の性質を可なり執拗に有ち續けたらしむ。四世紀前半の *Isaeus V* 43 には *ἐν τῶν κοινῶν ἀγρῶν καὶ κτημάτων* と云ふ表現があるが、云ふ迄もなく此處では *Ktema* は耕地(*agroi*)と對比せられて動産の意味に使はれて居る。なほドーリア方言で *Ktema* に當る *pama* の字が特に家畜の意に用ひられた例のあることは先に觸れた。然し乍ら此の語を所有地の意味に用ゐた場合も頗る多し。*ἐκτεῶν κτημάτων* としての即ち「土地の形に於ける *Ktema*」とわたくし斷つた用法もあるが單に *Ktema* の一語が所有地を意味せる例に屢々出遭ふのである。⁽²⁾ 文獻では *Demosthenes XVIII, 41* の *κτῆματ' ἐξων ἐν βοιωτικῶν καὶ τειπειῶν τὰ κτήματα* の用法では明かに土地を意味し、其他四世紀以降の碑文にも屢々此の用法で現れる。なほヘレニズム時代のエジプトに於ては *Ktema* の語が特に一般穀畠と區別されて果樹園、菜園、宅地を意味して用ゐられた。⁽³⁾

(d) *Ktesis*——此の字は *Ktema* と異り廣く財産一般を示す爲に用ゐられた。今適當の例としてアリストテレス「國家學」1262 b を挙げよう。此處で彼は「*Ktesis* に就いて觀察する」と前提して、共有、私有の問題を繞り、土地が私有で收獲物は共有の場合、土地は共有で收獲物は私有の場合、土地、收獲物ともに共有の場合の三者を論じて居

る。同じ著者は「國家學」の中で屢々此の字を財産一般の意に用ゐて居る。なほ此の字も「土地の形での *Ktesis*」と限定して用ひられた場合や、^④ 單獨で所有地の意味に用ひられた場合がある。^⑤

最後に *ousia* の字を考察する。此の字は云ふまでもなく *enai* 即ち「在る、有る」と云ふ動詞から造られた名詞であり、「有る者」即ち「所有」の「有」に當る譯である。此の字は *Sophocles, Trachiniae* 911 に見えるのが今日知られる最初の用例のやうであり、*Euripides, Hercules furens* 337; *Helena* 1253 等悲劇作家に用ひられて居るがその指すものは劇の内容上不明である。〈ロドトスでは I. 92, VI 86 a, VII 28 に見え、第一例では内容不明、第二例では貨幣を指し、第三例では「總ての *ousia* の半を金に換へ」とあり、或は土地をも含めて指して居るかと思はれる。此の語の動産にも不動産にも當てはまる性質は此の語に *phanera* (目に見える) と *aphanes* (目に見えぬ) の兩形容詞を附してそれぞれ不動産及び動産を意味させて居るので明かである。^⑥ 明かに動産を意味する用例もあり、「土地の形での」との限定を附した場合もある。^⑧ また時代は下るがローマ帝政期のエジプトに於て皇帝はじめ私人の大所領が *ousia* の字で呼ばれたことは此處に記すまでもなからう。

以上の諸例によつて我々は *Ktema, Ktesis* の語がホーマーの詩篇に於けると異り動産にも土地にも用ひられた新に生れた *ousia* なる語が動産にも不動産にも用ひられる重寶な言語として新時代の要求に應じて居るのを見るのである。さきに私はホーマーの詩篇に見える富の概念に就いての簡略な叙述によつて *Ktema, Ktesis* の觀念を説明する一助としたのであつたが、今や新しい時代となつて富の觀念は如何に變つたであらうか? 幸ひにして

Aristoteles, *Rhetorica* 1361 a はこれに對して充分の解答を與へてくれる。以下逐字譯すれば次の如くである。

「富の構成部分は鑛貨と土地との豊かなこと。豊かさ、大いさ、美しさの點で優れた土地、家具、家畜及び奴隷の所有」と。

新なる富はその第一の構成部分として廣大な私有地を含んで居らねばならない。舊き富の觀念から新なる富の觀念の變化、これは正に *Ktema*, *Ktesis* の語の用法の變化と並行せるものであつた。

註① *Ktear* と言ふ字はキテーラは第三格の *Kteatessi* の形でしか現れなく。此の語はその後一般に用ゐられなかつた故此處では問題としなく。

- ② 「土地の形」の *Ktema* の例としては SEG II 580 (西紀前二世紀初) の「*Teos* の碑文、以下年代は悉く西紀前)。單に *Ktema* で明瞭に所有地を意味せる例としては SIG 3 Auf. (以下悉く三版) 169 (*Iasos*, 四世紀前半)。364 v. 9, 75, 76. (*Ephesos*, 三世紀前半)。911 (三世紀前半) の *Attica*。Inscripfen v. *Priene* 18 (三世紀前半)。また明かに土地を指し、且つそれ以外の財物をも指すかと思はれるものとして I. v. *Priene* 3 (四世紀後半)。OGIS. 483 v. 30 (クレニスム時代のベルガモンの都市法——ローマ時代に再刻) がある。これ等についてはひろく文獻碑文を檢討したならば幾多の用例を見出しうるであらう。
- ③ Rostovtzeff, *Studien zur Geschichte des römischen Kolonates*. 1910. S. 14 ff. S. 38. *Witcken*, *Grundzüge d. Papyrskunde*. 1912. S. 285.

- ④ SIG 593 v. 9. (西紀前二世紀初)
- ⑤ *Dionysius Halicarn.* VIII 19. *Diodorus*. XIV 29, 1.
- ⑥ *Lysias*. XXXII 4. *Andocides*. I. 118.
- ⑦ *Aristophanes*, *Ecclesiazusae* 729.
- ⑧ *Lysias* frg. 91 (265). *Demosthenes* XXXVI 5.